

## 令和6年度前期甲種防火管理新規講習実施要領

喜多方地方広域市町村圏組合消防本部

令和6年度前期甲種防火管理新規講習を消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イの規定に基づき次のとおり実施いたします。

- 1 日 時 令和6年5月30日(木)・31日(金) 2日間  
1日目 午前9時30分～午後3時30分まで (受付 9時～9時15分)  
2日目 午前9時30分～午後3時30分まで

- 2 場 所 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部 2階講堂・屋外訓練棟他  
喜多方市関柴町上高瀬字割田4番地1  
TEL0241-22-6213 (予防課)

- 3 講習科目 【1日目】 【2日目】
- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ① 防火管理の意義と制度    | ① 施設設備の維持管理   |
| ② 防火管理の進め方と消防計画 | ② 自衛消防        |
| ③ 火気管理          | ③ 地震対策        |
| ④ 危険物の安全管理      | ④ 消防用設備の操作要領等 |
|                 | ⑤ 避難訓練実技      |

※ 講習2日目に、消防用設備の実技講習を行いますので、操作に適した服装で受講してください。

- 4 講習定員 30名

- 5 受講料 5,500円 (テキスト代、修了証、その他諸経費含む)  
※テキストは、講習会当日に配布いたします。

- 6 受講手続 (1) 受講申込書は消防本部・各署・各分署で準備してあります。また、喜多方消防本部ホームページ (<http://119.kouiki.kitakata.fukushima.jp>) からダウンロードできます。

(2) 受講を希望する方は、受講申込書及び受講票に必要事項を記載し、郵送、持参又は電子メールにより申し込みを行って下さい。なお、郵送により手続きする場合は、本人宛の返信用封筒(長3号 120mm×235mm)に84円切手を貼付したものを同封してください。持参により申し込みをする場合は、消防本部、各消防署、各分署へ直接申し込みを行って下さい。

※電子メール、郵送で申し込みの方は、受講当日に受講料をお支払いください。

(3) 受講票に6ヶ月以内に撮影した写真(無帽、無背景、正面上三分身像の縦4cm、横3cmの大きさ)を貼ってください。

(4) 申込先

電子メール : fdyobo@kouiki.kitakata.fukushima.jp

郵 送 : 〒966-0015 福島県喜多方市関柴町上高額字割田4番地1

7 受付期間 令和6年4月22日(月) ~ 令和6年5月20日(月)まで  
(定員になり次第締め切りとします。)

8 修了証の交付 全単位を修了した方については修了証を交付します。

9 講習科目の  
一部免除 次のいずれかの講習の課程を修了し、修了証又は点検資格者免状の交付を受けている方は、講習科目の「防火管理の意義と制度」が免除されます。

(1) 消防設備点検資格者講習の課程

(2) 自衛消防業務講習の課程

講習科目の免除を希望される方は、受講申込み時に交付を受けている講習の修了証又は点検資格者免状の写しを添付してください。

講習を免除される方の1日目の受付時間は、10時50分となります。

- 10 その他
- (1) 本年度の講習は、前期、後期各1回新規講習を実施します。
  - (2) 駐車場につきましては、消防本部南側に設けますのでご利用ください。なお、同一事業所で受講される方は、可能な限り乗り合わせ等で来庁くださるようお願いいたします。
  - (3) 昼食は各自でご用意ください。受講会場での飲食も可能です。
  - (4) 申し込み後に欠席する場合は、消防本部予防課(TEL0241-22-6213)までご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

消防本部・喜多方消防署 〒966-0015 喜多方市関柴町上高額字割田4番地1 TEL0241(22)6213

北塩原分署 〒966-2701 北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093番地730 TEL0241(32)2020

山都分署 〒969-4135 喜多方市山都町字広中新田1167番地 TEL0241(38)2119

西会津消防署 〒969-4406 西会津町野沢字原町50番地 TEL0241(45)3119